

## 三芳町コンプライアンス条例制定の目的、背景

～町民に信頼される町政を確立するために～

近年地方公共団体においては、職員の犯罪行為、法令違反、不適切な職務の執行などの事例が多く発生し、住民の行政不信を招き、公務員への信頼が低下しています。また、住民ニーズの多様化や地方分権改革による権限移譲等により、以前にも増して地方公務員の責任が問われています。それに伴い、地方公務員の物理的、心理的負担の増大による業務のリスクを抑止、回避する仕組みが必要となってきたところです。

こうした地方公共団体、地方公務員の取り巻く環境を鑑み、三芳町コンプライアンス条例を平成24年12月に制定しました。

この条例では、単に「コンプライアンス＝法令順守」と捉えて法令規則を守ることだけに終始するのではなく、一歩進んで日頃から職員一人ひとりが公務員としての高い目的意識を持って、住民の要望や社会の変化に主体的に対応することを目的としています。また、不法行為や不祥事件を予防する観点から、職員の意識改革、職場環境の整備、実効性のある組織体制の構築、法律の専門家からなる外部組織（コンプライアンス委員会）、不祥事件の是正措置や再発防止のための処理手続き等について定め、町民に信頼される町政の確立を目指します。

## 2 三芳町コンプライアンス条例の特色、概要

### (1) フルセット・コンプライアンス

先述したように、コンプライアンスを単なる法令遵守と捉えるのではなく、住民の要望やその時代に求められている社会的要請を自らが自覚し、目的意識を持って行動する職員像を目指しています。

## (2) コンプライアンス基本方針

コンプライアンス基本方針とは、町政運営の理念や方針を表し、町のすべての組織に所属する職員が一体となって、業務を推進していきます。

### コンプライアンス基本方針

私たち三芳町職員は、町民に信頼される行政運営を推進するため、法令や社会的規範の遵守のみならず、その背後にある町民の要請を鋭敏に探知し、創造的かつ主体的に職務を遂行します。また、これを達成していくため、次のとおり職員が意識すべき3つの心得を掲げ、職員一人ひとりが自ら意識改革を進めていきます。

- 1 私たち職員は、私利私欲を排し、社会の規範や礼儀を守って職務に精励します。
- 2 私たち職員は、何事にも誠実に全力を尽くし、全身全霊で事に当たり、住民に対して、思いやりの心で接します。
- 3 私たち職員は、当たり前なことや小さなことにもしっかりと取り組み、これを継続して職務に精励します。

## (3) 職員の行動原則

職員が基本方針を共通認識とし、町民の要請に機動的に答えられるよう、行動原則を定めました。

### 行 動 原 則

- 1 職員は、地方公務員としての自らの使命や役割を自覚するとともに、基本方針を共通認識とし、高い目的意識を持って主体的かつ意欲的に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、法令等を熟知し、適正かつ厳格に職務権限を行使するとともに、町民に対し、常にその業務内容を説明できるよう努めなければならない。
- 3 職員は、法令等の解釈及び運用に当たっては、その目的及び趣旨を尊重しつつ、常に最新の凡例、行政実例等の習得に努めながら、社会情勢、町民の要請等を反映した機動的な対応を心掛けなければならない。

(4) 実効性のある組織体制の整備

コンプライアンス体制を確立するために、毎年コンプライアンス計画を策定し、コンプライアンス研修や、職員の自主点検、意識調査などを実施し、コンプライアンスを推進する施策を実施していきます。

(5) コンプライアンス委員会

弁護士、司法書士、行政書士という法令の専門家からなるコンプライアンス推進委員会は、第三者の視点からコンプライアンス体制の維持・確立に向けて管理・監督をする外部組織であり、条例では委員会の組織・運営・権限等を定めました。

《コンプライアンス委員会の権限》

1 意見聴取・報告

【意見聴取事項】

職員倫理規定、コンプライアンス推進計画、不祥事件対応要領、不当要求行為対応マニュアル

【報告事項】

コンプライアンス基本方針、コンプライアンス施策の実施結果、不当要求行為の対策結果、働きかけ対応結果

2 不祥事件に関する権限

任命権者の依頼により、不祥事件を調査、是正勧告を行う。

3 公益通報に関する権限

公益通報の受付・調査の実施、必要に応じて通報者の保護及び不利益取り扱いに関する是正の勧告。

4 不当要求、働きかけに関する権限

不当要求、働きかけに関し、必要な助言を行う。

5 その他

町のコンプライアンスに関する重要事項について、調査審議し、意見、助言又は勧告することができる。

## (6) 不祥事件

職員が収賄や横領などを行った場合についての適正な手続きについて定めています。また、重大な法令違反があった場合は全庁的な対応を行うため、不祥事件対策本部を設置して対応します。さらに、事案によっては、法令の専門家からなるコンプライアンス委員会の協力を経て解決を図ります。

### 不祥事件の解決ステップ

- 1 事実の確認
- 2 原因分析及び責任の所在の明確化
- 3 未然防止に向けた取り組み

## (7) 職場環境の整備

違法行為や不祥事が発生しやすい土壌を常に改善していく必要があるため、管理監督者が職場環境に目を向け、業務リスクの把握や改善・良好な職場環境の醸成を図ります。

## (8) 予防的見地からの制度

違法行為や不祥事件の予防的見地から、公益通報、不当要求行為及び働きかけに関する制度を定めました。